

## 滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」内装設計業務委託 プロポーザル実施要領

滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」内装設計業務の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 事業の概要

- (1) 事業名  
滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」内装設計業務
- (2) 事業の目的および内容  
別添「滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」内装設計業務委託仕様書」のとおりに
- (3) 契約期間  
契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水)

### 2 予定価格

25,000,000円(消費税および地方消費税を含む)

### 3 施設改修に伴う内装整備予算の規模および実施時期

本プロポーザルにより選定された契約予定者が今後行う設計業務(基本設計・実施設計)に基づき、内装整備事業者が実施する「『ここ滋賀』内装整備業務」の予算規模および実施時期は、次のとおり想定している。

提案者は、今後の実際の内装整備が、下記に示す予算範囲および工期内で確実に履行・完了できる、実現可能性の高い内装デザインおよび空間設計の提案を行うこと。

- (1) 内装整備予算総額：約135,000千円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 各階(フロア)別の予算目安：
  - ア 1階(マーケット)：約49,000千円(税込)
  - イ 2階(レストラン)：約78,000千円(税込)※上記2階予算のうち、デジタルサイネージ整備費として約63,000千円(税込)を含む。
  - ウ 屋上(テラス等)：約8,000千円(税込)
- (3) 内装整備の実施予定時期：令和9年(2027年)2月～3月(予定)  
※本金額および時期は将来実施する「内装整備」の計画を示すものであり、本設計業務委託契約の予定価格や履行期間を示すものではない。

### 4 参加者

公募による

### 5 参加資格

以下の(1)から(4)のすべての要件を満たす者であること。共同企業体にあつては、すべての構成員が以下の(1)から(4)のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務 中分類：デザイン

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

## 6 説明会

開催しない

## 7 質問および回答の方法等

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問は受け付けないので注意すること。

### (1) 質問方法

質問票（様式1）により電子メールのみで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

### (2) 質問期限

令和8年(2026年)9月15日(火) 正午まで受け付ける。

### (3) 回答方法

受け付けた質問とそれらに対する回答を集約したものを、令和8年9月17日（木）を目途に、質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/cocoshiga/>

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類・提出部数

※共同企業体の場合は、構成員の住所および名称、代表者の名称、代表者の権限、構成員間の責任分担等、取り決め内容がわかる共同企業体協定書の写し(任意様式)を1部提出すること。

#### ア 企画提案書（様式2）…正本1部、副本5部

※表紙に、参加者の記名、押印が必要（押印は正本のみで可）

※副本5部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等参加者を特定できる表示をしないこと。

#### (ア) 形式

- ・A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とすること。
- ・記載項目内容を含めて50頁以内とする（表紙は除く）。
- ・言語は日本語とすること。

#### (イ) 内容

以下の内容について、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく記載すること。

##### ①全体デザインのコンセプト

##### ②具体的な内容（以下の内容を盛り込むこと）

##### a 店舗が抱える課題を解決する平面レイアウトおよび動線計画について

- ・1階マーケットにおける「通路の狭さ」「レジ周りの混雑」を物理的に解決するための、什器配置、車椅子やユニバーサルデザインへの配慮、および客・スタッフ双方の効率的な

動線計画について記載すること。

- ・1階入口や大通りから上階への来客を促すため、階段スペースや各種サイン等を活用した「1階から2階・屋上への効果的な空間・視覚的誘導設計」について記載すること。
- b 2階レストランおよび屋上テラスの機能強化と魅力ある空間設計について
  - ・通常営業時の席数効率を維持しながら、イベント開催時に迅速な設営・撤収を可能にする「可変性の高いテーブル・椅子等の配置・可動計画」について記載すること。
  - ・「びわ湖材（県産木材）」や「信楽焼」等の滋賀の伝統的な素材・技術を取り入れた上質で高級感のある内装デザイン、および雨天対応と風圧等の安全性を両立した「屋上オープニングの設置計画」について記載すること。
- c 滋賀県の魅力発信および観光案内機能の強化について
  - ・落ち着いた観光相談が受けられる観光ブースの設計（資料収納やパンフレットラックの配置）と、来訪者が直感的に滋賀の特色を理解できる「滋賀県地図」の効果的な設置・演出デザインについて記載すること。

### ③実施体制

### ④実施スケジュール

### ⑤実績（様式3）

## イ 見積書（任意様式）…正本1部、副本5部

### (ア) 形式

- ・A4サイズ、縦仕様
- ・枚数は制限しない。

### (イ) 作成上の留意事項

- ・仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
- ・消費税および地方消費税（10%）を含み、税額を明示すること。

## ウ 社会政策面での取組関係資料（9(4)に記載の登録や認証を受けている場合）…各1部

※共同企業体の場合は、構成員のうち1者でも該当する場合に加点対象とするので、構成員のうち1者でも該当する場合に提出すること。

・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し

・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書

・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し

・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し

- ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
  - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
  - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
  - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- (2) 提出場所  
滋賀県ここ滋賀 東京都千代田区平河町2-6-3（都道府県会館 8 階）
- (3) 提出期限  
令和 8 年(2026年) 9 月24日(木)15時まで  
※郵送の場合は、提出期限までに到着したもののみ受け付ける。
- (4) 提出方法  
(2)に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送とする。  
持参する場合の受付時間は、平日 9 時から17時まで(12時から13時までを除く。)とする。  
郵送の場合は、その旨を必ず12に示す場所まで連絡すること。

## 9 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 審査概要  
提出された企画提案書および参加者によるプレゼンテーションの審査を行う。
- (2) 書類審査  
プレゼンテーション参加者が 3 事業者を超える場合は、当所職員 3 名により、プレゼンテーションの審査方法に準じて企画提案書等を書類審査し、点数の高い順に 3 事業者までをプレゼンテーション参加者とする。
- (3) 審査会  
当課および関係所属の委員 4 名をもって設置する。
- (4) 審査会・プレゼンテーションの日時等  
令和 8 年(2026年) 9 月30日(水)14時～ 東京都千代田区平河町2-6-3（都道府県会館 8 階）  
※詳細な時間・場所等については、参加者に別途連絡する。  
※本業務の主たる業務担当者がプレゼンテーションに出席すること。
- (5) 評価項目、評価点等  
次表のとおりとする。  
※共同企業体の場合は、評価項目⑬～⑱について、構成員のうち 1 者でも該当する場合に加点対象とする。

| 評価項目                    | 着眼点（採点基準）                                         | 評価点 |
|-------------------------|---------------------------------------------------|-----|
| ① 企画全般                  | 当該業務委託の趣旨を理解し、分かりやすく説得力のある内装設計が提案されているか           | 15点 |
| ② 全体デザインコンセプト           | 拠点全体の目玉となる一貫したデザインコンセプトが、図面やパースに分かりやすく反映されているか。   | 7点  |
| ③ 1階マーケットの改善（混雑緩和・動線）   | 什器の最適配置によりレジ周りや通路の混雑を解消し、車椅子や作業動線に配慮した設計がなされているか。 | 8点  |
| ④ 2階レストランの改修（可変性・マルチ対応） | 通常営業時の効率を維持しつつ、イベント時に可変性（迅速な設営・撤収等）を持たせた配置計画があるか。 | 7点  |
| ⑤ 屋上テラス                 | 屋上テラスの全天候型利用を促すため、風圧や安全性に配慮し                      | 7点  |

|                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| の活用（全天候・稼働率向上）                                                                                                                                                                                                       | たオーニング等の設置計画があるか。                                                                                                                                              |     |
| ⑥ 観光相談機能と滋賀の魅力演出                                                                                                                                                                                                     | 落ち着いて観光相談が受けられる観光ブースを設け、滋賀の魅力が直感的に伝わる地図を効果的に配置しているか。                                                                                                           | 7点  |
| ⑦ 2階レストランの上質・高級デザイン                                                                                                                                                                                                  | びわ湖材や信楽焼等の県産木材や伝統技術を取り入れ、上質で落ち着いた高級感のある空間を演出しているか。                                                                                                             | 7点  |
| ⑧ 1階・2階・屋上の縦の空間誘導                                                                                                                                                                                                    | 1階入口や階段スペース等において、来客を自然に上階へ惹きつけるサインや壁面演出がされているか。                                                                                                                | 7点  |
| ⑨ 実現性                                                                                                                                                                                                                | 業務執行体制は適正であるか                                                                                                                                                  | 5点  |
| ⑩ スケジュール                                                                                                                                                                                                             | 全体のスケジュールは無理のない具体的な内容か                                                                                                                                         | 5点  |
| ⑪ 実績                                                                                                                                                                                                                 | 類似の内装設計業務を行った実績はあるか                                                                                                                                            | 5点  |
| ⑫ 経済性                                                                                                                                                                                                                | 業務内容に合った経費が見積もられているか。<br>次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。<br>予定価格の80%未満 …10点<br>予定価格の80%以上85%未満… 8点<br>予定価格の85%以上90%未満… 6点<br>予定価格の90%以上95%未満… 4点<br>予定価格の95%以上 … 1点 | 10点 |
| ⑬ 滋賀県内に本店を有する事業者であるか。                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                | 1点  |
| ⑭ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                | 2点  |
| ⑮ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                | 2点  |
| ⑯ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。<br>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。<br>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。<br>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。<br>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。          |                                                                                                                                                                | 2点  |
| ⑰ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                | 2点  |
| ⑱ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。<br>①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証<br>②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録<br>③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 |                                                                                                                                                                | 1点  |

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 |      |
| 合 計                           | 100点 |

(6) 契約予定者の決定方法

審査員の採点を集計し、見積価格が予定価格の制限の範囲内であった者のうちで、評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の60点未満の場合は、契約予定者とししない。

(7) 審査結果の通知

審査会の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

(8) 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、委託する業務の詳細な内容について、滋賀県ここ滋賀と協議を行った上で、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続を行う場合がある。

## 10 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に明らかに実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 11 その他注意事項

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 企画提案を採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (6) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (8) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 受託者は、県から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (10) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

## 12 担当部署

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3（都道府県会館8階）

滋賀県ここ滋賀（オフィス） 担当：平居

電話番号：03-6225-2951 F A X 番号：03-5212-9108

メールアドレス：cocoshiga@pref.shiga.lg.jp